

## 第八章 役員会

第十五条 委員会は下記の役員を推薦し、総会での承認を得なければならない。

- 一、会長 1名（保護者）
- 二、副会長 2名（保護者）
- 三、会計 3名（保護者2名 職員1名）
- 四、会計監査 4名（保護者）
- 五、書記 2名（保護者）
- 六、総務 2名（職員）

役員任期は一年とする。但し再選は差し支えない。

第十六条 役員の仕事は次の通りとする。

- 一、会長は総会、委員会、役員会を召集する。
- 二、副会長は会長を補佐して、会長事故ある場合代理をつとめる。
- 三、会計はこの会の出納事務並びに定期総会において会計監査役員の監査を経た決算報告をする。

第十七条 役員会は、第十五条によって選出された役員、校長及び教頭によって構成される。

第十八条 役員会の仕事は次の通りである。

- 一、年度の事業計画及び予算を立案する。
- 二、総会に提出する議案を作成する。

## 第九章 会則の改正

第十九条 本規約は総会において出席者の三分の二以上の賛成を得て改正することが出来る。

## 第十章 細則

第二十条 本会運営に必要な細則は、本規約に反しない限りにおいて実行委員会が定め、次期総会の承認を受ける。

## 附則

この規約は昭和45年 4月 1日より効力を生ずる。

平成 8年 5月20日一部改正

平成20年 6月 3日一部改正

平成21年 6月 9日一部改正

平成26年 6月（決裁日）日一部改正